

## 平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

(農林水産省)

制 度 名	農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案に基づき農林漁業者等が組織する株式会社の設立等登記の税率の軽減措置		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>「農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案」（以下、「6次産業化法案」という。）に基づき、「総合化事業計画」の認定（農林水産大臣）を受けた農林漁業者等（農林漁業者又はその組織する団体をいう。以下同じ。）及び「研究開発・成果利用事業計画」の認定（農林水産大臣及び業所管大臣）を受けた事業者が、大臣の認定を受けた計画に沿って、当該計画に係る事業を実施するため、</p> <p>①株式会社を設立する場合の登録免許税を 0.7%から 0.35%に、      ②法人の設立又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産の所有権の取得に係る登録免許税を 2.0%から 1.6%に      軽減する措置を創設する。</p>		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>農山漁村は、人口の減少や高齢化の進行など厳しい状況にある中で、農山漁村の活性化を図っていくためには、農林漁業者等による加工・販売分野への進出を促進するなど、1次産業たる農林漁業と2次産業・3次産業との融合を図り、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用して、農山漁村地域における雇用の確保と所得の向上を目指す農山漁村の6次産業化を推進することが重要な課題となっている。</p> <p>このため、6次産業化法を制定（法案を第 174 回通常国会に提出。継続審議）し、6次産業化に向けた取組を強力に進めることとしている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>厳しい状況が続く農山漁村の活性化を図っていくためには、やる気と能力のある農林漁業者等が農林水産物やその他の資源を有効に活用して取り組む6次産業化を支援することが重要である。</p> <p>一方、農林漁業者等が新たに加工や販売事業へ進出する際には、取組に係る資金調達や販路開拓などにおいて対外的な信用力が求められることから、法人を設立することが有効であり、また、加工・販売に必要な施設等のための投資も必要となるが、これらに係る初期負担は、比較的資金力が乏しい農林漁業者等にとって、6次産業化に向けた取組のネックとなる。このため、税額の高い株式会社設立及び不動産取得に係る登録免許税を軽減し、立ち上げに伴う初年度の資金繰りを緩和することは、農林漁業者等による6次産業化を促進するインセンティブとなるものであり、必要不可欠である。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策体系における政策目的的位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の發揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
		《中目標》 農村の振興 《政策分野》 農業・農村における6次産業化の推進
	政策の達成目標	農林漁業者による加工・販売の取組の促進による、農山漁村地域における雇用と所得の確保
	租税特別措置の適用又は延長期間  「政策の達成目標」と同じ	平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間
有効性	政策目標の達成状況	一
	要望の措置の適用見込み	184件  適用が見込まれる事業者は、6次産業化法案に基づく総合化事業計画の認定を受ける農林漁業者等及び研究開発・成果利用事業計画の認定を受ける民間事業者等。
相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により加工・販売事業を行う株式会社設立等のインセンティブが高まることで、農林漁業の6次産業化が促進し、農山漁村の活性化に寄与することが見込まれる。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未来を切り拓く6次産業創出総合対策：予算額144億円 農林漁業者の6次産業化に向けた取組や地域資源を活用した新産業の創出を支援する対策（基幹対策）を、農林漁業者が加工・販売するための市場を拡大・活性化させる対策（市場拡大対策）と併せて実施。</li> <li>・農林漁業施設資金：融資枠263億円の内数 6次産業化法案に基づき総合化事業計画の認定を受けた者が行う農林水産物の生産、流通、加工又は販売等に必要な共同利用施設の整備に必要な資金について特例措置を講じる。</li> </ul>

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>補助金等は、設備投資資金の調達が困難な主体に対して、円滑な事業の実施を促進させるなど事業活動そのものに対する支援を目的とするものであるが、登録免許税の減額は農林漁業者等による株式会社設立や不動産の取得に係る意思決定を後押しするもの。</p> <p>また、補助金では原則として中古物件は対象とならない一方、法人の設立又は事業に必要な資産を譲受けする場合には、当該資産は中古物件であることが見込まれる。</p> <p>このように、補助金等の措置とは目的が異なると同時に、補助金については対象も異なっており、6次産業化を推進するためには、予算面、税制面の双方から総合的に支援する必要がある。</p>
	要望の措置の妥当性	<p>比較的資金力の乏しい農林漁業者等にとって、対外的な信用力が得られるものの大きな負担となる株式会社の設立や不動産取得に係る負担を軽減することは、6次産業化を促進するうえで不可欠であり、本要望措置を講じることは妥当である。</p> <p>なお、本要望措置の対象は、6次産業化法案に基づく大臣の認定を受けた者に限定しており、必要最低限の措置である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	一
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	一
	前回要望時の達成目標	一
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	一
	これまでの要望経緯	一